

◆ 幼児教育・保育の無償化 認定要件一覧

保育を必要とする事由		認定期間	必要書類
就労	外勤等居宅外で就労している(※1)	卒園まで	・勤務証明書(★)
	自営業、内職で就労している(※1)		
疫病障害等	疾病・心身障害等により保育ができない	診断書に記載されている期間まで (期間の定めがなければ卒園まで)	・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写しまたは保育ができないことがわかる診断書
妊娠出産	出産を予定している	出産日56日前から出産後56日後が属する月末まで (最長期間は卒園まで)	・出産予定のお子さまの母子手帳の写し(父母の氏名が記載されたページと出産予定日が記載されたページ)
育児休業	育児休業を取得している (育児休業取得前から在園のお子様「就労」による認定を取得していることが要件となります。)	出産後、下のお子様2歳となる年の年度末まで	育児休業を取得していること及び育児休業期間が分かる書類 (育児休業証明書等)
介護看護	病人、心身障害者(障害児)の介護により保育ができない	診断書に記載されている期間まで (期間の定めがなければ卒園まで)	・介護状況申告書(★) ・被介護者の診断書、通院や介護の状況がわかる資料
就学	大学、専門学校等に通学している	就学修了日まで (最長期間は卒園まで)	・在学証明書または学生証の写し ・時間割表
求職活動等	ハローワークの職業訓練を受講中である	職業訓練修了日まで (最長期間は卒園までもしくは職業訓練開始日から90日後が属する月末までいずれか短い期間)	・職業訓練を受講していることが分かる資料
	求職活動または起業準備を継続的に行っている	求職活動開始日から90日後が属する月末まで	・求職活動状況報告書(★)
災害復旧	震災等、災害の復旧にあたっている	個別にご相談ください。	

(※1)就労時間が月48時間以上である場合、保育を必要とする事由に該当します

(★)印があるものは、ホームページに掲載、および学務課窓口・各幼稚園で様式を配布しております。